

規 約 の 例

〇〇防災会規約

(名 称)

第1条 この会は、〇〇防災会（以下「本会」という。）を称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、〇〇に置く。

(目 的)

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会 員)

第5条 本会は、〇〇地区内にある世帯をもって構成する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 防災委員 若干人
- (4) 幹 事 若干人
- (5) 監査役 2人

2 役員は、会員の互選による。ただし、防災委員は消防職員・団員 OB などをもって、その職を充てるものとし、会長が指名した者とする。

3 役員の任期は、防災委員は5年、その他の者は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生における
応急活動の指示を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を行う。
- 3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。
- 4 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。
- 5 監査役は、会の会計を監査する。

(会 議)

第8条 本会に、総会及び幹事会をおく。

(総 会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することが出来る。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他、総会がとくに必要と認めたこと。
- 5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することが出来る。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長、防災委員及び幹事によって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会に提出すべきこと。
 - (2) 総会により委任されたこと。
 - (3) その他幹事会がとくに必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関すること。
- (5) その他必要な事。

(会費)

第12条 本会の会費は、総会の決議を経て別に定める。

(経費)

第13条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要のある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(付則)

この規約は、令和〇〇年〇月〇〇日から実施する。

防災計画の例

〇〇防災会防災計画

1、目 的

この計画は、〇〇防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2、計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織の編成及び任務分担に関する事
- ② 防災知識の普及に関する事
- ③ 防災訓練の実施に関する事
- ④ 情報収集、伝達に関する事
- ⑤ 出火防止、初期消火に関する事
- ⑥ 救出救護に関する事
- ⑦ 避難誘導に関する事
- ⑧ 給食・給水に関する事

3、防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成する。

〔編成例〕 「別紙1」参照

4、防災組織の普及

地域住民の防災知識を高揚するため、次により防災知識の普及を行う。

(1) 普及事項

普及事項は次のとおりとする。

- ア 防災組織及び防災計画に関する事
- イ 地震、火災、水害等についての知識に関する事
- ウ 地域周辺の環境に応ずる防災知識に関する事
- エ 家庭における防災上の留意事項に関する事
- オ その他防災に関する事

(2) 普及の方法

防災知識の普及方法は、次のとおりとする。

- ア 報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- イ 座談会、講演会、映画等の開催
- ウ パネル等の展示

(3) 実施期間

防災日等の防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、随時実施する。

5、防災訓練

大地震の災害の発生に備えて、情報の収集伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

個別訓練は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|----------|
| ア 情報の収集伝達訓練 | オ 炊き出し訓練 |
| イ 消火訓練 | カ 給水訓練 |
| ウ 避難訓練 | キ 避難生活訓練 |
| エ 救出、救護訓練 | ク ○○○訓練 |

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(5) 訓練の時期及び回数

- ア 訓練は、原則として○○時期に実施する。
- イ 訓練は、総合訓練にあつては年2回以上、個別訓練にあつては随時実施する。

6 情報の収集伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集、伝達を次により行う。

(1) 情報の収集伝達

情報班員は、地域内の防災情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集伝達の方法

情報の収集伝達は、有線電話、テレビ、ラジオ、携帯無線機、伝令等による。

7、出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震時等においては、火災の発生が災害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、各家庭においては、主として次の事項に重点を置いて点検整備する。

ア 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

イ 可燃性危険物品等の保管状況

ウ 消火器等の消火資機材の整備状況

エ その他、建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することが出来る要にする為、次の消火資機材を配備する。

ア 可搬ポンプの防火水槽付近への配備

イ 消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭への配備

8 救出救護

(1) 救出救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出、救護を要する者が生じたときは、直ちに救出救護活動を行う。この場合、現状付近の者は救出救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出救護班員は、負傷者が医師の手当てを要するものであると認め、ときは、次の医療機関又は防災機関の設置する応急救護所に搬送する。

ア ○○市○○病院

イ ○○町○○病院

ウ ○○町○○診療所

(3) 防災関係の出動要請

救出救護班員は、防災関係機関による救出を必要であると認めた時は防災関係機関の出動を要請する。

9 避難対策

突然地震が発生した場合や火災の延焼拡大により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがある時は、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長の避難命令が出たとき又は、防災会長が必要であると認めたときは、防災会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、防災会長の避難の指示に基づき、住民を避難地に誘導する。

(3) 避難路及び避難地

ア 避難路 ○○通り。ただし、○○通りが通行不可能の場合は○○街道とする。

イ 避難地 ○○公園

10 給食・給水

避難地等においては、各家庭で非常持ち出しした食料、飲料水を飲食することを原則とするが、配給等を受けた場合、給食及び給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食給水班員は、地域内の家庭、市等から配給された食料又は米穀類販売業者等から提供された食料等の配分、炊きだし等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食給水班員は、貯水槽、井戸、ろ水機使用等により確保した飲料水又は市等から提供された飲料水により給水活動を行う。

付 則

この防災計画は、○年○月○日から実施する。

自主防災組織の編成と例示（1）

（平常時の役割）

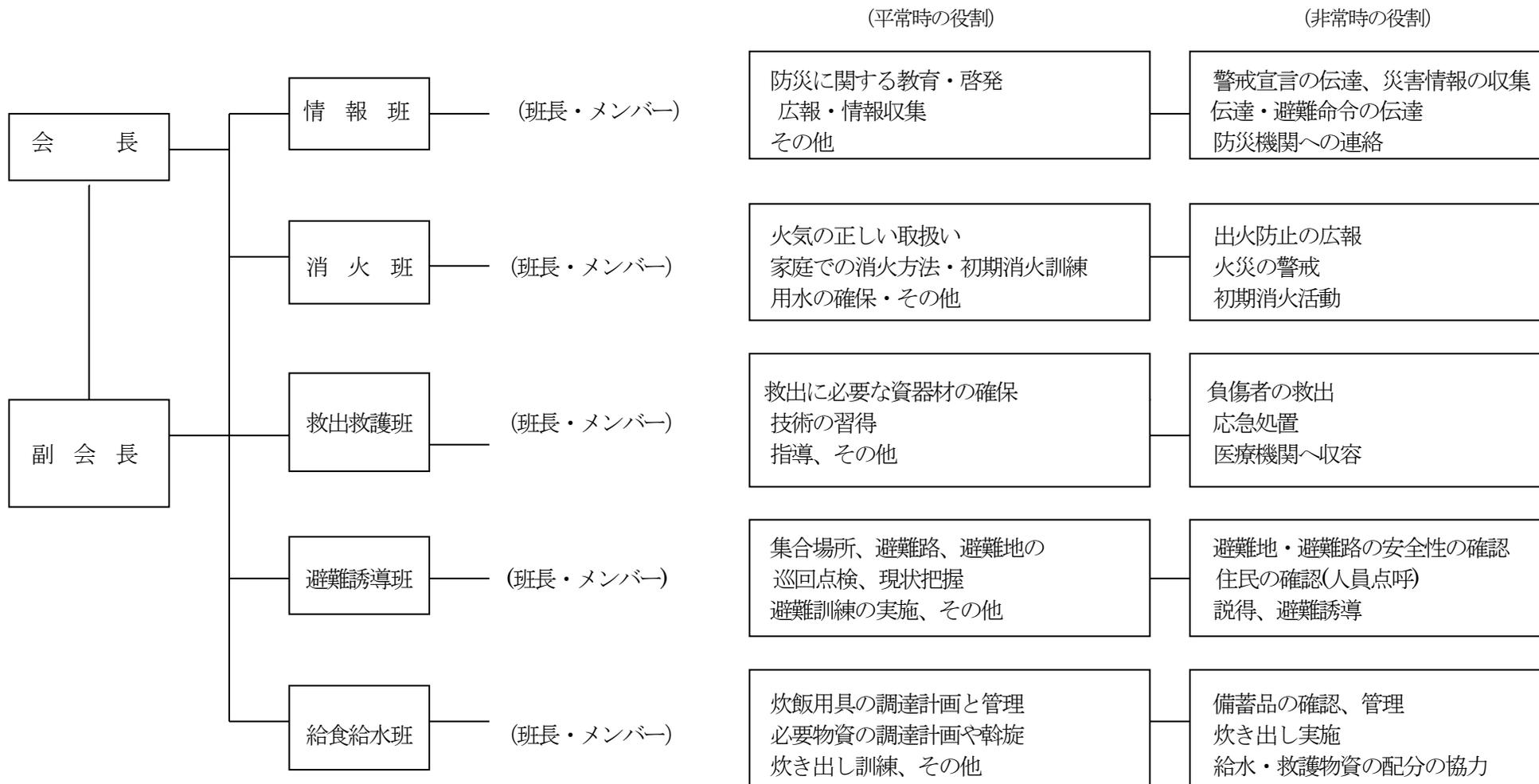
（非常時の役割）



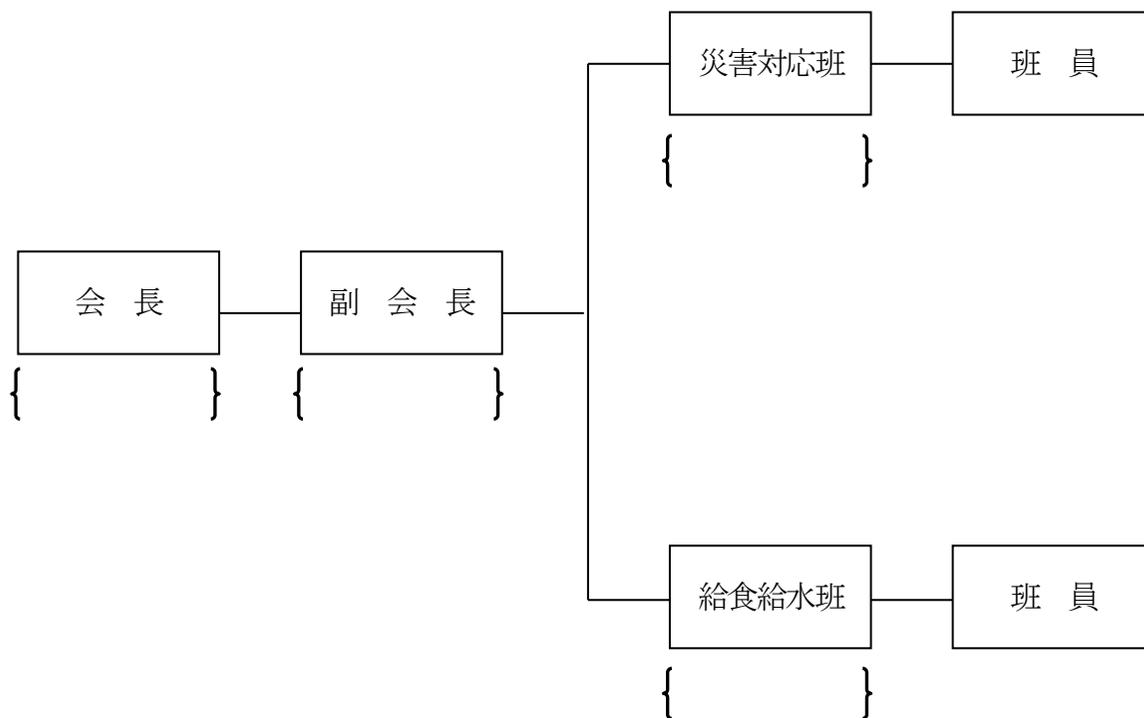
（注）役割分担をきめる時は地域にあった各班の活動の量を検討し、特定の班に過重とならないようにすること。小さな組織では時間をおって活動を検討し2つの役割を分担することが必要となる。

また、情報、消火、救助などの技術を全員が習得し対応していくことが必要となる。

自主防災組織の編成と例（2）



自主防災組織の編成と例（3）



平常時・・・防災に対する啓発、火気の手扱いなどの
広報・啓発活動、防災訓練の実施。
各種防災資機材等の維持管理
その他必要な活動

非常時・・・情報収集、情報連絡、広報
避難誘導、救出救護、初期消火等の
災害防除活動に必要な事項

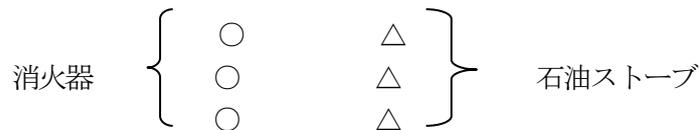
平常時・・・備蓄品（食料・飲料水）の維持管理
調理器具の維持管理
炊き出し訓練の実施
その他必要な活動

非常時・・・食料・飲料水の確保
炊き出しの実施、配給
給水・給食の実施及び協力
その他必要な活動

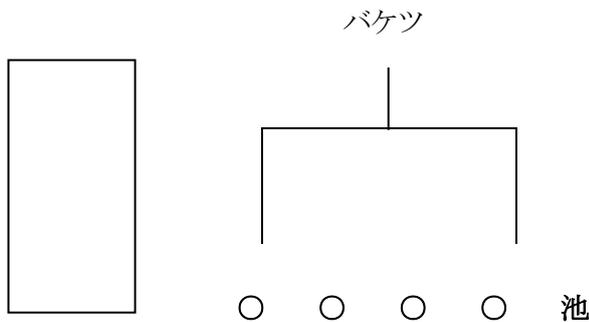
訓練の具体例

訓練種別	消火訓練	日時	〇〇 防災会 〇月〇日午前9時～午前11時まで
場所	〇〇公園		
指導者	〇〇消防署員		
参加者	消火班員ほか全員		
目的	1 各種消火器の性能についての知識及び取扱要領の習得 2 バケツリレー等による消火要領の習得		
実施	想定	石油ストーブの上に、地震動によって棚上の新聞、雑誌が落下し、石油ストーブが転倒し火災になったものとする。	
要領	内容	1 泡消火器、粉末消火器の性能についての知識及び取扱要領を〇〇消防署の指導で行う。 2 実際の消火を下図のように石油ストーブ及び古材木、雑誌類を置き指導者の合図により交代してこなう。	
備考	参加者は、出来るだけ活動しやすい服装をしてくる事。		

[消火器訓練]



[バケツリレー訓練]



自主防災組織の装備基準の参考例

標準300世帯

区分	品目	数量
救出 障害物除去 用具	パール・丸太	6
	折りたたみはしご	3
	のこぎり	6
	掛 矢	3
	お の	3
	ス コ ッ プ	12
	つ る は し	12
	鋏 (くわ)	12
	な た	6
	ペ ン チ	6
	鉄 線 ば さ み	6
	大 ハ ン マ ー	3
	片 手 ハ ン マ ー	6
一 輪 車	3	
ロ ー プ	3	
ゴ ム ボ ー ト	1	
情報伝達用具	電池メガホン	3

区分	品目	数量
消火用具	街頭用消火器	10
	同上格納庫	10
	バ ケ ツ	30
	砂袋 (ビニール)	210
	消火栓用ホースセット	3
	可搬ポンプ	1
	救護用品	担架 (折りたたみ車付)
救急セット		10
ロープ 200m		1
小型発電機		1
給食 給水 用具	釜 (かまど付き)	3
	鍋	6
	受水槽 (1トン)	1
	ろ水器 (2トン/h)	1
	ポリタンク	60
その他	テント・天幕	
	ビニールシート	1000
	井 戸 燃 料	

(注) 地域の特性に合わせ必要な装備を行う。

津波や山・崖崩れの危険が予想される地域は警戒宣言発令時から避難が必要です。

それ以外の地域も避難生活が屋外になることを想定しテントを装備しておく。